

陳 情 文 書 表

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	陳情第178号（8. 2. 6） 陳情第36－2号（令和5年11月30日）採択を放置せず、受け入れて、直ちに対応することを求める陳情
陳 情 の 要 旨	陳情採択は「法的拘束力がない」などを理由に対応を回避するのではなく、議会の判断を尊重し、「道義的責任」として採択趣旨を受け入れ、直ちに具体的対応を行うこと。
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	兵庫県伊丹市 学校事故事件被害者遺族の会 代表 新上五島町いじめ自死第三者委員会 元委員 西尾 裕美
送 付 委 員 会	教育こども委員会 ただし、陳情第36－2号の陳情事項2及びこれに関連する記載は、審査対象外とする。

2026年2月6日

神戸市会議長様

(陳情者)

伊丹市

学校事故事件 被害者遺族の会 代表

新上五島町いじめ自死第三者委員会 元委員

西 尾 裕 美

(電話



陳情36-2号（令和5年11月30日）採択を放置せず、 受け入れて、直ちに対応することを求める陳情

陳情趣旨

当陳情は前代未聞でしょう。すでに採択された陳情を、再度陳情するのですから。

だからと言って、今回の陳情を軽視することのないようにお願いします。特に、本件に関しては、議会の使命を搖るがるものであるからです。「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無及びその対応を調査する委員会（以下、「調査委員会」とする）」は、市教委が繰り返し「故意」で虚偽答弁を行なったことを事実認定しています（本状7～8ページ参照）。事実に反した答弁を「故意」に行ない、各議員に誤った判断をさせようとしてきたのです。報告書では「陳情妨害」と厳しく断じています。ところが、市教委はそのことを全く問題とはとらえず、事実上無視したままとなっています。

もし議員の皆様が、この問題を避けようとするのであれば、虚偽答弁を容認したこととなり、議員自らが議会制度を否定することになります。

さて、令和5年11月30日、陳情36-2号が採択されました。しかし、教育委員会は現在に至るまで、その趣旨を受け入れた実質的な対応を行っていません。採択後に市会に「採択陳情の処理経過及び結果の報告」を書面で提出したとのことですですが、内容を見るとここでも虚偽記載があり、対応は行なわないという強い意志が込められています。議会を軽視するこのような対応は到底許されるものではありません。（詳細は後述する）

従って、陳情趣旨は、議会の判断を尊重し、すでに採択された陳情を受け入れ、道義的に具体的対応を直ちに行なうことを求めるものです。

はじめに、陳情36-2号が採択された後のこととを簡単に説明します。

教育委員会が陳情採択を実質無視したまま、長田教育長から福本教育長に替わりました。福本氏は長田氏の判断と対応をそのまま踏襲しています。

＜調査費用は4千万円＞

本件調査委員会の経費は約4千万円です。ただし、教育委員会の顧問弁護士の費用や、隠蔽行為のために虚偽や不法・不当行為を行なってきた教職員の人事費は入っていません。これらを含めると1億円を超えるのではないかと思われます。そして、この費用は市民の税金です。ちなみにこの4千万円の調査費用は、全国で最高額（毎日新聞社の調査）です。

神戸市教委は、この調査報告書を「重く受け止める」「真摯に受け止める」という言葉を発するだけで、今も認めない姿勢ですから、再発防止は期待できず、税金の無駄遣いと言えます。

ただし、本件だけが突出しているのではなく、情報公開請求で調べたところ、神戸市では1件の調査委員会の経費が、1年間の期間で1千万円から2千万円かかっていることがわかりました。本件は2年半の調査期間でしたので、4千万円まで膨れ上がったのです。参考までに、以下は報道された主な調査委員会の経費です。

- ・「令和2年度神戸市中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会」

運営経費 32,890,260円

- ・「平成29年12月22日に発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査委員会」

運営経費 8,187,340円

- ・「尼崎市の中学校生徒死亡事案に関するいじめ問題調査委員会」

運営経費 8,841,286円

神戸市では、報道などで公となった調査委員会は一部であり、非公表の調査委員会の件数や経費は不明ですが、毎年多数立ち上げられていると推測できます。つまり、神戸市では毎年非公表を含めると、おそらく1億円以上もの調査費用がかかっているものと思われます。自分たちに都合の悪い調査結果が出れば認めない方針のようですから、ほとんどが再発防止に役立っておらず、税金の無駄遣いに終わっていると思われます。

＜文科省の指導も無視＞

さて、令和7年1月、神戸市教育委員会が全国で最高額の4千万円の調査報告書を認めない姿勢を貫いていることを重く見た総理補佐官が、文部科学省に調査と指導を指示しました。そのため文科省が神戸市教委に対して調査を行ないましたが、市教委は「すでに被害者側に謝罪をして解決済みである」と虚偽の説明を行なったのです。このことは、文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課長が、官邸で総理補佐官に説明した際の説明資料から明らかとなりました。

事実と全く異なる虚偽説明をしていたことを知った私どもは、総理補佐官に対して、証拠資料などを提示して事実を説明しました。すると官邸から文科省に対して調査のやり直しが命じられました。そして、事実を把握した文科省は、令和7年1月から5月までの長期間に渡り、神戸市教委に対して丁寧に粘り強く指導を繰り返したのです。

主な指導内容は、次の通りです。

調査委員会は再発防止を目的として、税金を投入しているのである。従って、もし調査報告書が根拠に乏しく認められないものであれば、どの箇所がどのように認められないのかを調査委員会に説明し、修正させなければならない。すでに議会でその陳情までもが採択されているのであるから、陳情採択の趣旨からも、議会や市民に対して説明する義務がある。

文科省の児童生徒課 生徒指導室 いじめ・自殺等対策専門官は、283ページにおよぶ調査報告書を実際に見て、市教委が根拠に乏しく認められないと言っていることに首を傾げ、あきれた表情をしていました。

ところで、文科省への5か月間にわたる指導も全く無駄でした。最終的に神戸市教委は、文科省の指導に従わなければならない法的義務が存在しないことを理由に、今も開き直っています。加えて、陳情採択も法的強制力がないことをよいことにしているのです。

福本氏は、教育長就任前の3月、被害者父と面談しており、教育委員会の対応について次の通り問題を呈していました。2016年に垂水区女子中学生いじめ自死事件が起こりました。「校長先生、腹くくってください」と福田首席指導主事が校長に圧力をかけていじめを隠蔽させたことが大きく報道され、全国の多くの人が知るところとなりました。福本氏は事件の翌年度から当該校の校長として事後対応に当たったことから、非常に説得力のある説明でした。

福本氏の説明要旨は次の通りです。そのこと（自死事件における隠蔽行為）で教育委員会は法的に云々、と口を揃えていうが、我々は教育者であって、「法的にどうか」という前に、「道義的にどうか」を考えなければならない。4月から教育長になったら、そのあたりから変えていきます、と力強く述べていました。

だが、法的拘束力がないことを理由に陳情採択や文科省の指導を実質無視する、福本教育長をトップとする教育委員会の行為はいかがなものでしょうか。

（就任前に被害者父と面談したことは、当初は非公式であると述べていたので、私どもも非公式として扱っていた。しかし、文科省に対して、被害者父に2回会って謝罪をしたと述べていることから、この時点で福本氏の就任前の発言は公式のものと教育委員会が追認したと考えられる。必要であれば、録音の提出も可能である。）

さて、前置きが長くなりましたが、本題に入ります。

まず、教育委員会が実質無視した形となっている、採択後に市会に提出した書面「採択陳情の処理経過及び結果の報告」について詳細を述べます。次の四角に囲まれた箇所がその内容です。

＜教育委員会が市会に提出した文書の内容＞

1. 「調査報告書の記載内容を認めること。万一、認められないと言うのであれば、具体的にどの箇所がどのように根拠に乏しく認められないのか、すべての箇所に関して説明するべきである。さらに事実誤認だと主張するのであれば、その主張が可能だと認められる証拠資料を提出すること。そして、認める箇所と認めない箇所を明確に示すこと。」については、教育委員会といたしましては、調査委員会からの指摘や再発防止策の提言をしっかりと受け止め、最大限尊重していきたいと考えております。
2. 「調査報告書に指摘された教職員らを処分すること。すでに退職した教職員に関しては、処分相当額を自主返納すること。」については、現在、事務局において、調査報告書等を踏まえ、必要な調査を行っているところであり、その結果に基づき、適切に対処してまいりたいと考えております。
3. 「議会での虚偽答弁や事実と異なる答弁を訂正すること。」については、当時の認識のもと答弁を行ったものと考えておりますが、その認識が事実と異なるとのご指摘をいただきしております。また、被害者の保護者との面談申入の連絡に関する答弁については、もっと丁寧に粘り強くかつ柔軟に対応すべきであったと考えており、調査報告書における指摘を真摯に受け止めております。
4. 「元校長が退職時に持ち出した、個人情報（公文書）を直ちに回収すること。」については、学校で保管されていた文書の写し等を退職後に保有していたことについては適切でないと考えておりますが、事案発生時の校長に確認したところ、当該文書についてはすでに廃棄し、手元には保有していない旨、述べております。
5. 「現在も未払い状態となっている、被害者保護者の旅費を支払うこと。」については、神戸市旅費条例に基づき、被害者の保護者にお支払いいたしました。
6. 「調査報告書（正式版）を直ちに公表すること。加えて、国民の知る権利を侵害しないように、不適切なマスキングを行わないこと。」については、令和6年2月2日に教育委員会のホームページ上で調査報告書（本編）を公表いたしました。
なお、既に公表している報告書（概要版）に掲載されている情報については公表とし、神戸市情報公開条例 10 条第 1 号及び第 5 号に該当する情報に限って非公表としております。
7. 「教育委員会の組織再生案を早期に策定し、実現すること。」については、「神戸市教育委員会改革方針 2021」及び「実施プログラム 2021」に基づいて、組織風土改革に取り組んできており、引き続き、事務局と学校園が一体となって、着実に推進してまいりたいと考えております。

それでは、その反論を以下に述べます。

陳情事項1は、「調査報告書の記載内容を認めること。万一、認められないと言うのであれば、具体的にどの箇所がどのように根拠に乏しく認められないのか、すべての箇所に関して説明するべきである。さらに事実誤認だと主張するのであれば、その主張が可能だと認められる証拠資料を提出すること。そして、認める箇所と認めない箇所を明確に示すこと。」です。にもかかわらず、この文書には認めるのか、認めないのかの明記がされていません。かつ、認められないのであれば、具体的にどの箇所がどのように根拠に乏しく認められないのかが全く述べられていません。

教育委員会は、長田教育長名の文書で、調査委員会に対して、根拠が乏しく認められない旨の文書を提出しています。それに対して、調査委員会は「具体的にどの箇所がどのように根拠に乏しく認められないのか」を回答するように、文書と面談で3回に渡り求めていますが、結局回答を行なっていません。平成6年7月10日、福本教育長に対して、この長田教育長名の文書を撤回する意思はあるのか質問したところ、撤回はしないと回答しました。つまり、長田教育長名の「根拠が乏しく認められない旨の文書」は、現在も教育委員会の公式見解となっています。さらに、陳情が採択されても依然として回答を行なわないのです。

陳情事項2は、「調査報告書に指摘された教職員らを処分すること。すでに退職した教職員に関しては、処分相当額の自主返納を求めるこ。」を求めていました。

(※「職員の身分に関する行為を求めるもの」については、現在、委員会で審査しないことがあるとのことです。が、本事項は令和5年11月30日に採択されたものであることから、あえてここでは述べることとします。今回の陳情目的は、すでに採択された陳情の趣旨を受け入れ、実質的な対応を求めるものです。)

令和6年12月20日、「職員の処分等について」と題した文書が公表されました。しかし、調査報告書に記載された不法・不当行為は一切反映されず、市教委にとって都合の良い虚構の行為を考え、それに対する軽微な処分に偽装されています。

これによって、調査委員会の調査報告書を一切認めないと強固な姿勢が明確になりました。これでは教職員のいじめ隠蔽を容認したことになります。

さらに、「神戸市教育委員会 懲戒処分の指針」にも反するものです。隠蔽しても指針に基づく処分はしないので、安心してこれからもドンドン隠蔽しなさいと言っていることになります。

「職員の処分等について」の詳細は次の通り。

当時の担任教諭の処分について、「懲戒処分の指針」の「2. 公務上非違行為関係(16)いじめへの対応」(ア)(イ)に該当し、「免職、停職又は減給」です。「口頭厳重注意」ではありません。

案件③は指針の「一般服務関係(6)(イ)、(7)(ウ)」に該当しており、「文書訓戒相当」ではありません。「免職、停職または減給」です。

案件①②は、報告書が認定した事実に反します。調査委員会は、「故意」の不法行為、不当行為として認定しています。「過失」ではありません。「教育委員会の指示による、組織的で悪質な隠蔽だ」と断じているのです。

次に、今も退職していない当時の藤原部長、江尻課長、戸田係長らの処分はなく、退職者のみに限定しています。藤原氏、江尻氏、戸田氏は、報告書によれば、故意に事実と異なった内容の答弁書を作成（捏造）して、長田教育長に答弁させたとなっています。「陳情妨害」を認定しているのです。

（ただし、戸田氏については、係長という立場であり、藤原部長・江尻課長の方針に従わなければならぬ立場であったことを考慮すれば、当人の意思で行なったかは不明であると述べられている。）

懲戒処分が可能な現職職員の処分は一切ありません。また、トップとして隠蔽を指示してきた長田教育長の処分がないのは到底受け入れられることです。まさにトカゲの尻尾切りと言わざるを得ません。

その後、藤原氏は「水道事業管理者（水道局長）」、江尻氏は「文化スポーツ局 国際スポーツ室長」を経て「経済観光局部長」となり、処分を受けるどころか栄達までしているのです。

長田氏に至っては、市の外郭団体「公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 会長」に天下りしています。報告書公表から1年7ヶ月という異常なまでの長い期間を経て処分が公表されました。この期間の長さは、長田教育長の任期満了（2024.03.31）後として、退職者には法的に処分ができないとするためなのでしょう。

なお、長田 前教育長は、議会（2023-05-19）で次の通り述べています。「先ほど事務局長からありましたように、これから必要な事実関係を確認した上で処分について検討することになりますけれども、もちろん私自身に責任がないというつもりは全くありません。私自身のことにつきましても、今申し上げたように必要な事実関係を調査した上で、当然職員と同様に処分について検討すると。私自身を処分することはできませんけれど。私自身は処分の対象ではありませんから、法律上できませんけれども、当然私はどういう責任の取り方をすることについては、私自身もしっかりと自問自答して考えさせていただきたいと思います。」

参考までに、本来なら「懲戒処分の指針」の次の項目が該当するのです。

1. 一般服務関係
 - (6) 守秘義務違反
 - (7) 個人情報の不適正な取り扱い
2. 公務上非違行為関係
 - (5) 公文書偽造・隠ぺい等
 - (14) 不適切な事務処理
 - (16) いじめへの対応
5. 監督責任関係

＜予想される市教委の弁明＞

なお、教育委員会は処分を決定したのは「神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会」であつて、教育委員会ではないと弁明するでしょう。しかし、審査会の委員は3名で、教育委員会が選任しています。身分や肩書、氏名などは非公表で、どのような基準で選ばれているのか誰もわかりません。はたして中立公正で専門知識を有する人物が選任されているのか疑問です。また、委員らは調査報告書を読んでいるのでしょうか。読んでいれば、このような結果にはならないはずです。

一方、この調査報告書は大学教授や弁護士の身分を明らかにし、氏名も公表している委員らが、2年半もかけて慎重に調査したものです。それに対して、職員分限懲戒審査会は、教育委員会がどのような基準で選び、どこの誰かもわからない人物らで構成されたものです。加えて、その審査会が短期間に出した処分結果で、調査報告書を否定することは不可能です。どちらに説得力があるかは誰でもわかることですから。

参考までに、職員分限懲戒審査会が通常どのように進められているのか述べておきます。審査会で委員らが検討する情報は、すべて教育委員会事務局が用意したものです。委員らが独自に集めたり、当事者や関係者に直接ヒアリングを行なうこともまずありません。つまり、教委事務局が都合の良い情報だけを集めれば、教育委員会にとって都合の良い結論が導き出される仕組みなのです。

陳情事項3は、「議会での虚偽答弁や事実と異なる答弁を訂正すること。」ですが、書いている意味が全く理解できません。「・・・その認識が事実と異なるとのご指摘をいただきており、重く受け止めております。・・・調査報告書における指摘を真摯に受け止めております。」重く、真摯に受け止めているのであれば、なぜ訂正しないのでしょうか。

当時の藤原部長、江尻課長は、事実と異なっていることを認識したうえで、あえて事実と異なった内容の答弁書を作成したことを、調査委員会の聴取で認めています。両名自身が自ら認めたことで、調査委員会は「故意の虚偽答弁」であったと認定しています。

□ 内は、調査報告書の引用です。

(調査報告書 P.171 6~18行目 引用)

これら結果によれば、江尻氏は、記録などを確認した上で、最初は直接聞き取りをおこなったこと、さらには、ほかにも聞き取りの機会があったことを、認識していたことが認められる。とすれば、少なくとも「事実発覚直後から、原告保護者の要望により原告本人からは直接事実関係の確認ができず、原告が話したとされる内容を原告の両親から間接的に聞くにとどまった」との表現が、事実に反することを、江尻氏が認識していたことは明らかである。

にもかかわらず、江尻氏は、今までの答弁を踏襲し、「当該児童の保護者の御要望により、当該児童から詳細な事実関係の確認ができず、当該児童が話したとされる内容を保護者から間接に聞くにとどまった」との答弁を準備したのであるから、江尻氏は、故意に事実に反する答弁を作成したと評価できる。

(調査報告書 P.175 10~17行目 引用)

本稿で、教育委員会側の認識が問題となる「故意」の認定をしているのは、被害児童から直接聞き取る機会が1回はあったという部分である。これについて、江尻氏、藤原氏は、かかる機会が1回以上あったことを認識していた旨回答しているので、故意に事実に反する答弁を作成したと指摘した。

ところで、故意であれ過失であれ、事実と異なる答弁を行ない、市民の名誉を著しく傷つけているのですから、直ちに訂正するのが行政機関の義務です。

調査報告書には、「現在まで放置していることは、不当行為と評価できる。なお、名誉回復措置を命ずる判決においては、名誉回復措置を講じてこなかったことを、慰謝料の加算理由とするものもあることを付言する。」とまで書かれているのです。

陳情事項4は、片寄校長が退職時に個人情報（学校作成によるいじめ調査の時系列資料、担任教諭作成の生徒への指導記録）を持ち出し、それを同人が教育委員会関係者や教員たちにコピーを渡したり、見せたりしていた。関係者らに渡った個人情報や、さらに受け取った関係者が他の第三者に渡した個人情報の回収を行なうことが陳情の趣旨です。校長が破棄したからといってそれで問題が解決したわけではありません。

事実、片寄校長から個人情報を受け取った、教育委員会関係者は公益通報制度の趣旨に則りマスメディアに提供しています。それを入手した文春や毎日放送がセンセーショナルな報道を行なっていることからも、多数の者が現在も保有している事実は明白です。当然ながら私どももその資料を保有しています。

現時点では悪意ある使用は確認されていませんが、被害者・加害者らの個人情報がいつSNSなどに晒されるか、その危険性は十分にあります。

加えて、同日の教育こども委員会において、岩谷しげなり議員が不適切な個人情報の持ち出しについて、その再発防止策を質問されています。それに対して、高田事務局長は「そういった情報管理に関する手続をしっかりと行うということを徹底することが必要であるというふうに考えております。」と答弁しています。徹底することが必要であると言うのであれば、なぜいまだに回収せず、放置しているのか理解できません。

陳情事項5は、「神戸市旅費条例に基づき、被害者の保護者にお支払いいたしました。」と書かれている。確かに陳情が採択されて数か月も経ってからのことであるが、銀行口座への振り込みがありました。

しかし、これでは陳情事項5の問題解決にはなっていません。陳情事項5の趣旨は、本件被害者保護者のみに支払いを求めているのではなく、すべての調査委員会で、旅費条例に基

づいて支払うことを求めているのです。神戸市旅費条例では、調査委員会の聴取を受けた被害者ら事件関係者の旅費はすべて支払う義務が生じています。教職員全員はわずかな金額であっても全額旅費条例に基づいて支給されています。このような運用がいまだに許されているのが理解できません。「不公平」の一言につきます。

陳情事項 6 は、当初から公表が義務付けられていた調査報告書（正式版）の公表を求めています。「令和 6 年 2 月 2 日に教育委員会のホームページ上で調査報告書（本編）を公表いたしました。」と何の問題もないように書かれていますが、いったい調査報告書が教育委員会に提出されて何年経ってのことか。陳情採択からも数か月経過しています。

確かに令和 6 年 2 月 2 日に公表されましたが、陳情採択されて数か月以上経っても公表されないため、令和 6 年 2 月 1 日、久元市長に対して「陳情第 36-2 号の採択を受けての要望」を提出しました。直ちに市長から長田教育長に対応をするように申し入れた旨秘書室から連絡がありました。するとその翌日によく公表されたのです。

なぜ、採択されてすぐに公表しなかったのか理解できません。

陳情事項 7 は、「教育委員会の組織再生案を早期に策定し、実現すること」です。つまり再発防止です。

しかし、「神戸市教育委員会改革方針 2021」及び「実施プログラム 2021」に基づいて、組織風土改革に取り組んできており、引き続き、事務局と学校園が一体となって、着実に推進してまいりたいと考えております。」と書かれています。調査報告書が作成されたのは令和 5 年（2023 年）です。2 年前に策定された「改革方針」や「実施プログラム」が果たして役立つのでしょうか。調査報告書は、「教育委員会主導による組織的で、計画的で、継続的で悪質な隠蔽工作」だと断じています。従って、教職員が隠蔽工作を行なう可能性があることを前提とした改革方針や実施プログラムでなければ全く無意味です。

以上より、陳情採択は法的拘束力を有しないものの、議会が意思表示として採択した重い判断です。これを無視することは、議会の権威と役割を形骸化させるものであり、看過できません。「法的拘束力がない」などを理由に対応を回避するのではなく、議会の判断を尊重し、「道義的責任」として採択趣旨を受け入れ、直ちに具体的対応を行うことを求めます。
(陳情事項 6 を除く)

陳情事項

令和 5 年 11 月 30 日、教育こども委員会委員会で陳情 36-2 号が採択されました。教育委員会は現在に至るまで、その趣旨を受け入れた実質的な対応を行なっていません。

よって、陳情採択は「法的拘束力がない」などを理由に対応を回避するのではなく、議会の判断を尊重し、「道義的責任」として採択趣旨を受け入れ、直ちに具体的対応を行なうことを求めます。

以上